

調布都市計画地区計画の決定（狛江市決定）

都市計画和泉本町四丁目周辺地区地区計画を次のように定める。

名 称	和泉本町四丁目周辺地区地区計画	
位 置※	狛江市和泉本町四丁目及び西野川三丁目地内	
面 積※	約7.7ha	
地区計画の目標	<p>本地区は、調布市の中心市街地（調布・布田・国領）の東部、狛江市の北西部に位置し、大規模工場跡地の開発に伴い商業・業務施設の立地、道路整備などにより、利便性が高く良好な市街地環境が形成されている。また、本地区の南東側では医療関係の施設が立地しており地域の医療・福祉に貢献している地区である。</p> <p>狛江市都市計画マスタープランでは、地域のニーズにあった都市機能の強化を図る、地域交流拠点として位置付けられている。また、調布市都市計画マスタープランでは、にぎわいと活力ある商業・業務地区の形成を誘導するとともに、居住機能と調和した魅力ある市街地の形成により、生活利便性の向上による地域活性化を図る地区として位置付けられている。</p> <p>そこで、本地区は、商業・業務、文化、教育、医療、福祉及び都市型住宅等の都市機能の集積を図るとともに、商業・業務機能の強化による拠点の形成、区画道路や公共空地の確保、防災機能の強化及び住環境の向上を図ることにより、「にぎわいとるおいのあるまちづくり」を推進することを目指す。</p>	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>区域を次のように区分し、各々の地区の特性に応じた土地利用の方針を以下に定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>医療福祉・文教地区 地域の医療福祉の核として医療機能の強化を図るとともに、これと連携する教育機能や福祉機能の確保を図る。また、災害時における業務継続機能を強化するとともに、既存の備蓄施設や井戸などを生かし、災害に強い街づくりに貢献する。</li> <li>住工共存地区 地場産業の振興を図るとともに、周辺の環境と調和したるおいのある緑豊かな環境の形成を図る。また、都市計画道路の沿道においては、広域交通の利便性を生かし、都市型住宅の立地誘導を図る。</li> </ol>
	建築物等の整備の方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>医療福祉・文教地区については、耐震性の向上等の建築物の安全性の強化を図る。災害時における業務継続機能を強化するとともに、既存の備蓄施設や井戸などを生かし、災害に強い街づくりに貢献する。</li> <li>住工共存地区で中高層住宅を建設する場合は、省エネルギーや環境に配慮したものとする。</li> </ol>
	その他当該区域の整備・開発及び保全に関する方針	<p>地区全体の緑化環境及び緑のネットワークを形成するため、東京における自然の保護と回復に関する条例（平成12年東京都条例第216号）の緑化基準に基づき、植栽を積極的に行う。壁面後退区域についても、積極的な緑化を行う。</p>

※は知事協議事項

「区域、地区の区分は計画図表示のとおり」

理由：地区の特性を生かし、魅力ある商業・業務機能と教育、医療、福祉及び都市型住宅機能とが調和した秩序ある市街地の形成を図るため、地区計画を決定する。